



CCSBT/0404/08

## I IUU漁業に対する決議の実施

### 目的

長さ 24m を超えるみなみまぐろ（以下、SBT）漁業許可船漁船リストを作成するという、IUU 漁業に対する拡大委員会の決議の実施状況について議論する。

関連する事項で提起しなければならないものは以下の通り；

- － インドネシア
- － 南アフリカ
- － フィリピン
- － セイシェル
- － 中国

本資料では以下の問題を三つに分けて論じている。

- － 実施状況
- － 大規模漁船リストと協力的非加盟国の地位のリンケージ
- － 中国

### 背景

CCSBT10 において拡大委員会は長さ 24m を超える SBT 漁業許可船リストを作成するという取り決めを確立する決議に合意した。決議は ICCAT 及び IOTC で合意された内容に非常によく似ており、メンバー及び協力的非加盟国に対し 2004 年 7 月 1 日までに漁船リストを提出することを求めている。またさらにメンバー及び協力的非加盟国に対し、許可船リストにない大型漁船からの輸入を除外する取り決めを確立するように求めている。決議のコピーは別添 A。

事務局はリストを管理しかつ CCSBT ウェブサイトでそれを公表するのに必要な CCSBT のシステムの開発を始めた。メンバーは 2004 年 7 月 1 日までにメンバーのリストを提出するように求められている。

事務局長は、インドネシア、南アフリカ、フィリピン、セイシェル及び中国に対し、CCSBT が大型許可漁船のリストのための取り決めを確立したこと、及び、もし貿易の中断を求めないのであれば SBT を漁獲する可能性のある大型漁船のリストを提出する必要があるかもしれないことを伝えた。事務局長の手紙は、これらの国が協力的非加盟国になるために自国の大型漁船リストを CCSBT の許可船リストに含めることが必要であることを示唆していない。

これらの 5 カ国は、最近の SBT 漁業への関わり、あるいは今後そうするという意図表明により選ばれている。手紙の見本は別添 B。

事務局長は二つに分けた手紙により、南ア、フィリピン及びインドネシアに対し、協力的非加盟国になるための申請を出すように手紙を書いた。手紙の見本は別添 C。この手紙に関するフォローアップは CCSBT 代表団とそれぞれの国との協議において行われた。これらの協議の中で唯一フィリピンだけが、正式な協力的非加盟国の地位のために彼らの大型漁船リストを CCSBT 許可船リストに含めなければならないことを忠告された。これらの協議の報告書は特別会合の他の議題の資料となっている。

## 議論

### 実施

CCSBT 許可船リストの実施に関しては、2004 年 7 月 1 日の開始日のため適切な計画及び取り決めに従い進行している。メンバー及び協力的非加盟国によりデータが供給されるまでデータを備えたウェブサイトは完成しないが、漁船リストは 5 月にウェブサイトで見られるようになることが期待される。

メンバーは SBT を輸入できるように、また、漁船リストにない船からのものは輸入を拒否できるように国内取り決めを確立することが要求されている。日本は必要な国内規則の導入を開始しており、それは 2004 年 11 月に実施に移されることになっている。日本の国内規則は凍結製品及び 24m 以上の漁船のみに適用される予定である。影響を受ける SBT 製品は少量であると思われるが、他のメンバーは輸入を拒否するための取り決めに関しまだ事務局に情報提供を行っていない。

これらの開発を組み合わせることで、大型で急速冷凍を備える漁船によって行われる IUU 漁業をさらに効果的に防止し、かつ、貿易文書プログラムの有効性が高められることが期待される。

非加盟国の SBT 市場におけるプログラムの有効性に関しては疑問があるが、現在その規模は小さい。

### 協力的非加盟国に対する大規模漁船リストのリンケージ

CCSBT の大型許可漁船リストを求めることは、仮に非加盟国が CCSBT 加盟国に SBT を輸出したいのであれば、非加盟国が正式に協力的非加盟国なることを強いる効果が原則としてあるはずである。唯一日本が高品質の SBT を独占しているため、その市場へのアクセスを失うことは、遠洋まぐろはえ縄により SBT を対象にしている漁業には大きな影響を与えるはずである。

混獲に対する影響の評価は困難であるが、その影響は大きくないと思われる。例えば、インドネシアのすべてのマグロ漁業における SBT の混獲率はわずか 4～6% と推定されており、それらは、漁業のより広い利益によってもっと影響を受ける傾向があるであろう。

フィリピン及びセイシェルは、24m を以上の漁船により漁業を行い、主に凍結の製品を輸出しているためにもっとも影響を受けるはずである。しかし、この 2 カ国の漁船団による SBT の漁獲は混獲なので協力的非加盟国になる動機は弱くなるかもしれない。

インドネシアに対する影響は評価が困難である。日本市場へのアクセス確保のために登録されるインドネシアの漁船による漁獲は全体のごく一部でしかないであろう。大部分の漁船団は 24m 未満であり、その大部分の製品は日本に生鮮として輸出されている。このような状況から、市場アクセスのため協力的非加盟国となり漁業を許可する動機は強くないであろう。

南アの状況はインドネシアに似ている。最近南ア政府より出されたマグロ及びメカジキ漁業に関する資料によると、SBT 製品に関しては凍結よりも生鮮として輸出することを示唆している。南ア政府の資料では明らかではないが、大部分の船団は 24m 未満であろう。

委員会が CCSBT の許可漁船リストの影響を高め、大型漁船による IUU 漁業を阻止するという現在の主要の目的と同様に、保存管理措置を強化したいと思うのであれば、以下のものが必要かもしれない：

- － 漁船の長さ 24m よりも短い基準、例えば 18m
- － 可能であれば、メンバーは生鮮製品を凍結製品と同じように国内規則に含める

## 中国

中国の状況は委員会にとってより複雑となっている。貿易情報スキームによると、2003年中国は約36トンのSBTを日本に輸出している。この量は南アに提示した漁獲制限より多く、フィリピンに提示した量に近い。中国はIOTCにおいて98隻の漁船を登録しており、インド洋において現在の漁獲努力量を増加させる可能性を持っている。

事務局長は中国に対し、SBTを漁獲する可能性がある大型漁船を通知するように求める手紙を書いたが中国が返答するかは確かでない。前回の書簡には返事が帰ってきていない。

中国を協力的非加盟国として招待するのであれば、その漁獲制限も設定する必要があると思われる。

## 結論

メンバーはIUU漁業に対する決議及びCCSBT許可漁船リストの実施は計画に従い準備されていることを認識するべきである。

メンバーがCCSBT10で考えていたことよりさらに広い保存管理のために大型許可漁船リストの効果を高めることを欲しているのであれば、拡大委員会は漁船の長さの基準を24mより短くすること及び凍結製品と同じように生鮮製品にも貿易制限を適用出来るよう考慮するべきかもしれない。

事務局長は、インドネシア、フィリピン及び南アに対し、正式に協力的非加盟国の地位を得るためにはCCSBT許可漁船リストに漁船を登録する必要がある、これを正式に通知する手紙を書く必要がある。手紙は、特別会合においてこの3ヶ国に関する議論の結果を反映した物となるであろう。

事務局長はセイシェルに対し、セイシェルが委員会に対しSBTを漁獲するつもりはないと言うことを表明していることから、CCSBTはその漁船リストにセイシェルの漁船を含めるつもりはないと言う手紙を書く必要がある。

拡大委員会は中国との関係において、もし必要であればどのようなアプローチをとるか考えるべきかもしれない。

## 事務局作成資料

2004年4月

## 拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は、

ミナミマグロ資源の持続性の確保は、この資源を漁獲している全ての国及び団体が拡大委員会を通じ、ともに取り組むことを求めていることを認識し、

ミナミマグロ保存条約（条約）に基づいて採択された保存管理措置を支持しない国及び団体によるミナミマグロの継続した漁獲がそれらの措置の効果を相当減殺していることに鑑み、

条約第 13 条及び拡大委員会及び拡大科学委員会を設置するための決議（以下単に「決議」）に基づき、非加盟国が協定に加盟すること、及び、団体が拡大委員会のメンバーに応募することを促進するよう、拡大委員会の全メンバーが互いに協力するための継続した必要性を認識し、

自国(団体)漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、自国(団体)の排他的経済水域もしくは漁業水域をミナミマグロが回遊する全ての非加盟国と団体に対し、条約に基づき採択された保存管理措置及びその他の決定の効果を確保するための適切な措置をとるよう働きかけることの継続した必要性を認識し、

以下の通り決定する：

1. 拡大委員会は、ここに、拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立する。
2. 拡大委員会の事務局長は、漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、それらの排他的経済水域（或いは漁業水域）をミナミマグロが回遊する全ての非加盟国及び団体に対し、条約に加盟する、もしくは、必要な場合には、拡大委員会のメンバーとなる、または協力的非加盟国の地位を拡大委員会に申請する、ことにより協力するよう、毎年、招請することを指示される。
3. そのような招請を受けた国または団体は、拡大委員会の協力的非加盟国の資格が認められるよう、拡大委員会に対し申請することが出来る。加盟のための申請は、拡大委員会の年次会合の少なくとも 120 日前までに拡大委員会の事務局長によって受理されなければならない。
4. 協力的非加盟国の権限に関する許可の申請を提出するに際しては、候補の国または団体は当該国（団体）の以下の約束を公式の書面で拡大委員会に提出しなければならない。
  - a) 条約の目的を実行すること；
  - b) 条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議を遵守すること；
  - c) 漁業活動が、条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議の効果を減殺させないことを確保するよう適切な行動をとること；
  - d) 拡大委員会のメンバーが拡大委員会に提出を求められているミナミマグロ漁業及び他の全てのデータのレビューを拡大委員会に送付すること；
  - e) ミナミマグロに関する科学調査及び研究を促進すること；
  - f) ミナミマグロの統計記録が委員会の TIS に合致して完成されていることを確保すること；及び
  - g) 協力的非加盟メンバーとしての入会のため、それぞれの状況に応じ、その他のクライテリアを発展させるために、拡大委員会のメンバーと交渉すること。
5. 総漁獲枠及び各国への配分を決定するに際しては、拡大委員会は他の協力的非加盟メンバーへの具体的な漁獲制限につき当該メンバーと協議することが出来る。協力的非加盟メンバーは協議された制限を遵守しなければならない。
6. パラグラフ 4 (a) ~ (f) までの公約及び 4 (g) に基づき申請者との協議により拡大委員会

により決定された特定のクライテリアに対する公約は、申請者と拡大委員会の書簡の交換の基礎をなす。書簡の交換の結果、申請者は拡大委員会の協力的非加盟メンバーとしての権限を認められる。協力的非加盟メンバーは拡大委員会の年次会合において書簡の交換に含まれる公約を再確認する。

7. 拡大委員会に協力的非加盟メンバーの権限での参加を認められた国（団体）は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

8. 拡大委員会は、年次会合において、協力的非加盟メンバーがこの地位に留まる資格があるかどうかにつき決定する。拡大委員会は、拡大委員会との間でなされた書簡の交換に記載された公約に対する協力的非加盟メンバーの実績を評価する。

9. もし、拡大委員会が協力的非加盟メンバーが公約を履行していないと判断した場合、拡大委員会は 2000 年行動計画に基づき対応するか、他の適切な手段を講じてよい。

10. 事務局長は、自国（団体）の漁船が条約に基づいて採択された保存管理措置を減殺している方法でミナマグロを漁獲しているか、TIS の要求に基づき統計資料を完成させることを確保することに失敗している国（団体）、及び条約への加盟、拡大委員会または協力的非加盟メンバーの地位への加入を行わない国（団体）に対し、現在発生しているそのような活動への許容を継続することは、条約の目的を減殺することを知らせるよう指示される。

11. 拡大委員会の手続き規則は、以下を挿入することで変更される。

#### Rule 3 A bis

##### 協力的非加盟メンバー

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国（団体）は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

2004年1月28日

南アフリカ共和国  
環境観光省海洋沿岸管理局次長  
ホースト・クラインシュミット 殿

拝啓

みなまぐる保存員会は、船長 24m 以上の SBT 漁業許可漁船リストを作成することを決定しました。2004 年 7 月 1 日から有効となるリストを作成する委員会の決議のコピーを別添します。リストはウェブサイトで公表される予定になっています。

リストにない漁船は SBT の漁業、漁獲物の船上保持、転載、水揚げが許可されていないと見なされます。

CCSBT のメンバーは、SBT 製品に CCSBT 統計資料が添付され、かつそれが許可漁船により漁獲されたことが証明されている場合のみ輸入を許可するでしょう。

南アフリカ（以下、南ア）の SBT 貿易を中断させないため、CCSBT の決議第 4 パラグラフにより集められる漁船リストは CCSBT 事務局に 2004 年 7 月 1 日までに提出される必要があります。リストにいかなる修正が生じて発生時に事務局にその修正を通知してください。

決議パラグラフ 6 はメンバー及び協力的非加盟国の漁船リスト編集及びその操業管理に関する責任について記述しています。

南アのリストの編集及び事務局への情報の送信を支援するため、漁船リストの雛形、情報提供のための説明及び情報提供時使用されるコードを別添につけました。これらは電子ファイルとして電子メールでも送信されています。

もし可能ならば、事務局のデータ処理期間を考慮して、7 月 1 日の期日より十分前に南アのデータを提出することは可能でしょうか？

我々は 2 月 2 日に行われる予定の会合の際に、いかなる解明あるいは疑問について議論するでしょう。

敬具

事務局長  
ブライアン・マグドナルド

2003年11月6日

インドネシア共和国  
海洋漁業省漁業局長  
フスニ・マンガバラニ 殿

拝啓

インドネシアは SBT を漁獲している国です。この手紙の目的は、インドネシアの SBT の保存のための条約への同意あるいは協力的非加盟国の地位への申請を依頼するための物です。

みなみまぐろ保存拡大委員会は、SBT 漁業を行っている国が協力的非加盟国になるように準備を行っています。別添に情報として委員会の決議を別添します。これは、協力的非加盟国の地位及び責任について説明しています。

インドネシアが協力的非加盟国になることを決意するのであれば、申請の作成に関しいくつかの準備について説明したいと思います。

初めに、インドネシアは最低でも拡大委員会の 120 日前までに私に申請書を提出している必要があります。次回年次会合は 2004 年 10 月 19-22 日に開催されるので、申請提出日の最後は 2004 年 6 月 21 日になります。

二つ目に、申請の際には、別添の決議第 4 パラグラフの概要に沿ったコミットメントの提出も必要になるでしょう。

三番目にインドネシアは拡大委員会と交渉したいかなる漁獲制限も守る必要があるでしょう。2003 年 10 月の年次会合において、インドネシアのオブザーバーは、年間の漁獲制限 800 トンがインドネシアに対して適当である旨拡大委員会が考えていることを通知されています。この漁獲制限を決定する際に、拡大委員会は現在のインドネシアの漁獲推定値及び拡大委員会の保存管理の目的達成のために既存のメンバーが漁獲削減を行っていることを考慮しました。

拡大委員会はインドネシアが我々の勧誘を考慮していることを支援する準備をしており、また 2004 年 4 月の拡大委員会特別会合前にインドネシア政府職員と委員会の代表が会合を持ち、その中で第一の実質的な促進があるものと考えています。

早急な返答をお待ちしております。

敬具

事務局長  
ブライアン・マグドナルド